

議案第2号

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和5年3月7日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

長与町福祉医療費の支給に関する条例第2条第3項に規定する「子ども」の年齢を拡大するもの。

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長与町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「15歳」を「18歳」に、「までにある」を「までの間にある」に改める。

第9条第3項及び第4項中「こども」を「こども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。次項において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（新受給者に係る申請期間の特例）

2 平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた者に係る第9条第1項及び第10条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれたこどもに係る医療費の支給の申請については、令和5年10月1日から行うことができるものとする」とし、第10条第1項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、当該申請が前条第1項ただし書の規定に基づく申請であるときには、令和5年10月1日から行うことができるものとする」とする。